



目 次

1 後期基本計画の策定方針

- (1) 目的
- (2) 基本方針
- (3) 策定年度
- (4) 総合計画の体系

2 後期基本計画の策定体制

- (1) 策定組織
- (2) 審議機関
- (3) 市民参画・市民意見の把握
- (4) 組織図

3 菊川市総合計画策定委員会

- (1) 菊川市総合計画策定委員会条例
- (2) 菊川市総合計画策定委員会委員名簿

4 菊川市総合計画庁内策定委員会

- (1) 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱
- (2) 菊川市総合計画庁内策定委員会委員名簿

5 菊川市まちづくり審議会

- (1) 菊川市まちづくり審議会条例
- (2) 菊川市まちづくり審議会委員名簿

6 菊川市まちづくり審議会への諮問

7 菊川市まちづくり審議会の答申

8 菊川市総合計画後期基本計画策定の経過

1 後期基本計画の策定方針

(1) 目的

後期基本計画の策定にあたっては、これまでの施策、事業の進捗具合や効果を検証するとともに将来を見据え、みどり豊かで活力があり、次世代の子どもたちが住んで誇りに思えるようなまちづくりを進めるために、急速な社会経済情勢などの変化に対応する実効性の高い計画とする。

(2) 基本方針

第1次菊川市総合計画の基本構想・基本方針に基づき策定

(第1次菊川市総合計画は新市将来構想・新市まちづくり計画を基本に策定)

前期5年間の進捗状況や効果を検証し、今後5年間でメリハリをつける。10年後、20年後を見据えた長期的な視点を持ちながらの5年間の計画。厳しい財政状況のため、行財政改革による財政の健全化を図る。人口減少・少子高齢化の視点を持ち、「住みたくなるまち」を目指す。

(3) 策定年度

平成22・23年度の2カ年をもって策定

(4) 総合計画の体系

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成

基本構想は、合併時に策定した「新市将来構想」、「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を基に策定され、合併後の本市の向かうべき姿を表したものの。

計画期間を10年とし、合併に対する基本理念や10年後(平成28年)における本市の将来像が示されています。現在、計画期間の途中であることから、今回は基本構想についての見直しは行いません。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像や基本方針を受け、基本構想を実現するために必要となる根幹的な事業を明らかにするとともに、施策を推進していくための指針を示すもの。

基本計画は原則として5年ごとに見直すものとし、前期基本計画の期間は平成19年度から平成23年度までの5年間、後期基本計画は平成24年から平成28年度までの5年間です。

実施計画

基本計画に示された根幹的事業の実施内容を明らかにするもの。

毎年度の予算編成など本市の経営方針とします。計画期間は、3年間とし、毎年のローリングにより見直しを行います。

2 後期基本計画の策定体制

(1) 策定組織

「元気！菊川市 創造チーム」として、総合計画策定委員会と 庁内策定委員会が連携し策定しました。

総合計画策定委員会（菊川市総合計画策定委員会条例）

- ・市長の策定依頼を受け、総合計画（基本構想・基本計画）の原案を策定する機関。
 - ・委員会は公共的団体の推薦する者、学識経験を有する者、一般公募の市民からなる24名の委員で構成する。
 - ・当該委員会は、原案の策定にあたり、庁内策定委員会との連携を図る。
- 庁内策定委員会（菊川市総合計画庁内策定委員会要綱）
- ・総合計画策定に関する計画の素案を作成する機関。
 - ・委員会は、副市長を委員長に、教育長、病院長、各部長職をもって構成する。
 - ・各部局の計画素案作成のため策定部会を組織し、部会に属する委員は各課長（係長）、調整室をもって構成する。
 - ・当該委員会は、総合計画策定委員会との連携を図り素案を示す。

(2) 審議機関

まちづくり審議会（菊川市まちづくり審議会条例）

- ・市長の諮問に基づき、総合計画について審議・答申する機関。
- ・まちづくり審議会は、新市における新市建設計画、総合計画、地域づくりの推進方法などの検証機関として調査審議する。

(3) 市民参画・市民意見の把握

後期基本計画の策定にあたっては、各団体から推薦をいただいた18名と公募の6名の委員による総合計画策定委員会によって市民参画を図り、計画原案策定に市民の意見や要望などを反映させました。

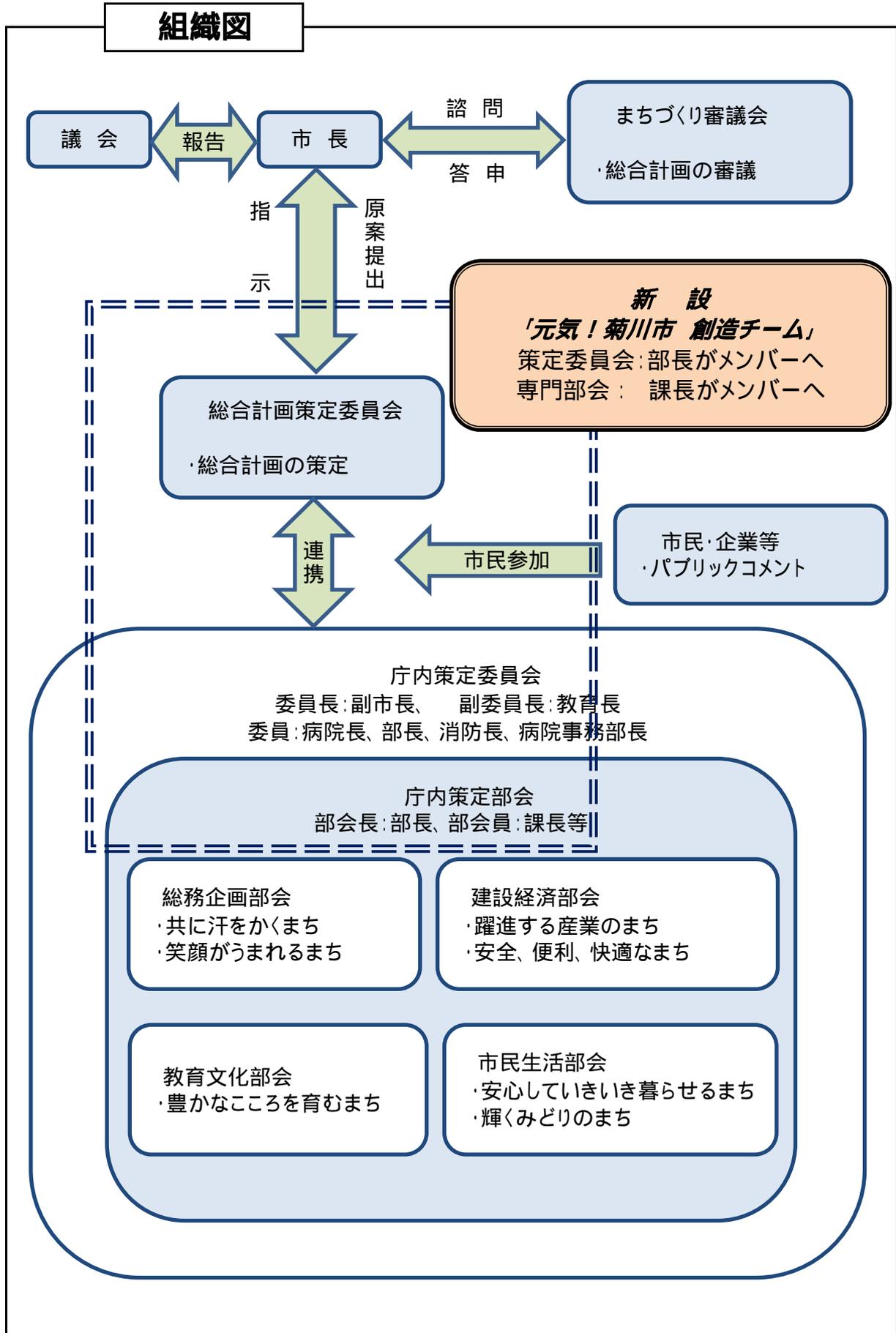
市民参画

総合計画策定委員会：委員24名（公募6名、推薦18名）

市民意見の把握

1カ月間のパブリックコメントにより、広く意見の公募を行いました。

(4) 組織図



菊川市総合計画策定委員会条例

平成17年3月25日条例第166号

菊川市総合計画策定委員会条例

(設置)

第1条 菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、菊川市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、総合計画を策定するため、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づく市の基本構想(以下「基本構想」という。)に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を分掌させる必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、専門部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

菊川市総合計画策定委員会委員名簿

部会	役職	氏名	団体名等
総務企画	部会長	石井水穂	連合自治会 会長
		中 篤 り 子	国際交流協会 会長
		有海喜一郎	スリーハートクラブ 代表
	委員長	村木正宣	社会福祉法人 白翁会 理事長
		山本小百合	公募委員
市民生活	副委員長	鶴田浩	社会福祉協議会 副会長
		高木公子	民生児童委員協議会 副会長
		石川虹美子	ボランティア連絡協議会 副会長
		永田ことみ	母親クラブ「ヤングリーフ」代表
	部会長	堀守夫	環境審議会 副会長
		林珠生	公募委員
建設経済		平川幸治	農業委員会 会長
		鈴木正太郎	商工会 会長
		宮城也寸志	消防団 団長(平成23年1月16日まで)
		森下雅也	消防団 団長(平成23年1月17日から)
	部会長	菅沼静雄	都市計画審議会 市民代表
		堀延弘	NPOせんがまち棚田倶楽部 事務局長
		倉部光世	公募委員
		村松英乃	公募委員
教育文化		松下彰	教育委員 委員長
		原田和明	体育協会 会長
		藤田泉	文化協会 会長
		大石正徳	図書館協議会 会長
	部会長	重田直美	公募委員
		細野一義	公募委員

敬称略、順不同。

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

平成17年 8月29日訓令第61号

改正

平成18年 3月20日訓令第 9号

平成19年10月 4日訓令第27号

平成21年 4月 1日訓令第 8号

平成22年 5月17日訓令第 8号

平成23年 3月31日訓令第14号

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画策定委員会条例(平成17年菊川市条例第166号)第1条に規定する菊川市総合計画策定委員会による菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 病院長
- (4) 総務企画部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 建設経済部長
- (8) 教育文化部長
- (9) 消防長
- (10) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 市民生活部会
- (3) 建設経済部会
- (4) 教育文化部会

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月4日訓令第27号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年4月1日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年5月17日訓令第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

菊川市総合計画庁内策定委員会委員名簿

市長

委員会(～平成23年3月31日)

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	病院長
委員	総務企画部長
委員	市民生活部長兼小笠支所長
委員	建設経済部長
委員	教育文化部長
委員	消防長
委員	病院事務部長

委員会(平成23年4月1日～)

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	教育長
委員	病院長
委員	総務企画部長
委員	生活環境部長
委員	健康福祉部長
委員	建設経済部長
委員	教育文化部長
委員	消防長
委員	病院事務部長

部会(部会長: 兼務:)

部会	職名
総務企画部会	総務企画部長
	市民生活部長兼小笠支所長
1 共に汗かくまち 4 笑顔がうまれるまち	総務課長
	企画政策課長
	財政課長
	安全課長
	税務課長
	小笠総合サービス課長
	出納室長
	議会事務局長
	監査委員事務局長
	地域支援課長
	社会教育課長

部会	職名
市民生活部会	市民生活部長兼小笠支所長
	市民生活部参事
2 安心していきいき暮らせるまち 5 輝くみどりのまち	病院事務部長
	福祉課長
	健康長寿課長
	こどもみらい課長
	市民課長
	環境推進課長
	地域支援課長
	水道課長
	小笠総合サービス課長
	病院総務課長
	病院経営企画室長
建設課長	
商工観光課長	
農林課長	

部会	職名
建設経済部会	建設経済部長
	消防長
6 躍進する産業のまち 7 安全、便利、快適なまち	建設課長
	都市計画課長
	農林課長
	茶業振興室長
	商工観光課長
	消防総務課長
	企画政策課長
	安全課長
	水道課長
	地域支援課長

部会	職名
教育文化部会	教育文化部長
3 豊かなこころを育むまち	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

菊川市まちづくり審議会条例

平成17年3月25日条例第167号

菊川市まちづくり審議会条例

(設置)

第1条 合併後の菊川市の速やかな一体性の確立と均衡ある発展を図るため、菊川市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新市建設計画に関すること。
- (2) 菊川市総合計画に関すること。
- (3) 地域づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、旧小笠町及び旧菊川町の区域からそれぞれ同数の委員を選出するものとし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 新市建設計画の策定に関係した委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

菊川市まちづくり審議会委員名簿

地区区分	役職	氏名	選出区分
旧小笠町		赤堀 一士	元合併協議会委員
		小林 涼子	市長が適当と認める者
		鈴木 克子	新市建設計画策定委員
		滝井 孝	市長が適当と認める者
		寺本 達良	学識経験を有する者
		袴田 美子	市長が適当と認める者
		久村 孝治	新市建設計画策定委員
		三浦 實	新市建設計画策定委員
		守屋 初男	新市建設計画策定委員
	会長	山本 瑛	元合併協議会委員
旧菊川町		岩水 素江	市長が適当と認める者
		宇佐美 貴朗	元合併協議会委員
		落合 かほる	新市建設計画策定委員
		加藤 弘子	新市建設計画策定委員
		木佐森 朗	市長が適当と認める者
		黒田 堅	市長が適当と認める者
	副会長	鈴木 経雄	元合併協議会委員
		土屋 邦昭	新市建設計画策定委員
		長谷川 智子	新市建設計画策定委員
		三倉 直巳	新市建設計画策定委員

敬称略、順不同。

菊 総 企 第 101 号
平成23年 7 月 31 日

菊川市まちづくり審議会
会長 山 本 瑛 様

菊川市長 太 田 順



第 1 次菊川市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第 1 次菊川市総合計画後期基本計画の策定について、菊川市まちづくり審議会
条例（平成17年 3 月 25 日 条例第167号）第 2 条の規定に基づき、諮問します。

平成23年9月25日

菊川市長 太田 順一 様

菊川市まちづくり審議会

会 長 山 本 瑛

副会長 鈴 木 経



第1次菊川市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年7月31日付け菊総企第101号で諮問のありました第1次菊川市総合計画後期基本計画（案）について、当審議会において慎重に審議を行った結果、「第1次菊川市総合計画 基本構想・基本方針」に基づき策定されており、その内容は概ね適切であると判断したのでその旨を答申いたします。

なお、今後の人口減少・少子高齢化の進行、地方分権の推進、厳しい財政状況など予想される社会経済情勢の変化を踏まえ、本計画の着実な実施により自立した行政を目指し、市民と一体となった協働によるまちづくりを推進し、更なる行財政改革の推進に努め、菊川市が目指す将来像「みどり次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」の実現を期待いたします。

また、審議の過程において提言された意見・要望などを別紙のとおり取りまとめましたので、後期基本計画の推進にあたり、これらの意見などが尊重されますことを要望いたします。

1 総括

第1次菊川市総合計画は策定から5年が経過することから、前期計画5年間の施策、事業の進捗状況や効果の検証、急速な社会経済情勢の変化を踏まえた見直しなど、これからのまちづくりの視点にたって議論を重ねてまいりました。

審議会では、総合計画を推進するにあたり、行政の取り組み姿勢や具体的な施策、事業の実施・推進方法、進捗管理など総合計画に掲げる目標・目的の実現方法や、より具体的な内容について意見や要望が出されました。

今後、出された具体的な意見、要望については実施計画で取り組むとともに、総合計画の推進にあたっては重点事業や行政評価、人事評価により目標管理を確実にを行い、取り組んだ事業の成果を評価分析し、翌年度以降の実施計画策定、運営方針などに反映させることによってマネジメントサイクルをまわし、後期基本計画の着実な推進を望みます。

また、施策については特に「防災」、「子育て」、「少子高齢化」について議論がなされたことから、「災害に強いまち」、「子育てしやすいまち」、「少子高齢化対策」を重点施策としてとらえ、各分野との連携を高めながら積極的に取り組むことで賑わいのあるまちづくりを目指し、牽いては「住みたくなるまち」を目標とすることを望みます。

2 施策

(1) 防災

- ・ 予想される東海地震、また東海、東南海、南海の三連動型地震や近年各地で発生する局地的豪雨、台風などに対する避難基準や避難情報の適切な伝達に努めるとともに、子どもたちへの防災教育を徹底し、市民の安心と安全の確保に取り組んでください。
- ・ 今更申すまでも無く、災害に強い土地利用が進められることが第一です。先の東日本大震災の様に想定外の災害も予想されるなか、市民の安心安全の確保に努めてください。
- ・ 原子力発電所を近隣に抱えるまちとして、市民の意向を踏まえるなか、原子力発電所の安全確保と情報提供に努めるとともに、今後の原子力発電所への対応を検討してください。
- ・ 福島原発の事故で地域ごと引っ越しを余儀なくされた例をみると、地域間の交流は違った意味でも重要になってくるため、地域間交流活動の活性化や人的ネットワークの構築を推進してください。

(2) 子育て

- ・ 景気低迷による収入の低下など家庭における就業希望は年々増加傾向にあります。安心して子どもを預けながら働くことができるよう保育施設の充実を図ってください。
- ・ 誰もが働きながら社会と繋がりを持ち、仕事に専念し、安心して家庭生活を送ることができるように、「ワーク・ライフ・バランス」の理解の推進や実現に向けた取り組みを支援するとともに、「ファミリー・フレンドリー企業」の普及促進に努めてください。

(3) 少子高齢化

- ・ これからのまちづくりのためには少子化対策への取り組みが不可欠です。子育て支援に限らず幅広い施策を検討し、他市に先駆けて少子化対策に関わる施策を速やかに実施してください。

- ・青年団を増やし地域での活動や交流に若い人たちが気軽に参加する、元気で賑やかなまちづくりを推進してください。
- ・高齢世帯や一人暮らしの高齢者が増加するなかで、高齢者が生きがいを持って暮らすためにはサロンやつどい等、地域における人と人との交流が重要です。多くの高齢者が気軽に参加できるようサロンやつどいの開設方法の工夫に努めてください。
- ・敬老会は同世代の交流の場・再会の場として開催していますが、高齢化が進む中、敬老会のあり方・内容について、実施主体である地区自治会と検討してください。
- ・高齢者の健康づくり、生きがいづくりのために気軽に参加できるスポーツ、体操などを取り入れて生涯スポーツの推進に努めてください。

(4) 行財政運営

- ・財政の健全化について、入るを削って出るを抑える。このことは財政健全化の基本ですが、行政はサービス産業の一つである。とも言われるように住民サービスの低下につながるであろう職員の削減については、慎重に行ってください。
- ・専門性や効率的な行政運営、迅速な対応は重要なことですが、あまりにも外部委託が多いのではないのでしょうか。たて割り、横割りの関係も密にして市民ニーズに迅速に対応できる人員配置に努めてください。
- ・原子力発電所に関する交付金等に依存することなく、自立した財政運営に努めてください。
- ・「広報きくがわ」、「市ホームページ」での情報提供はもちろんですが、メディアを利用した広報など市内外への情報提供・発信を強化し、市の存在の積極的なアピールに努めてください。

(5) 自然環境

- ・合併時の二町の一体感を住民が肌で感じるのは、まず大動脈である掛浜バイパスの完成があげられます。これについても着実に実施され、それに伴って防災拠点の整備・幼保統合整備などなど、自然環境を生かした土地利用が進められています。加えて、今後一層の産業振興を図る土地利用を切望します。
- ・農地・水・環境保全向上対策や耕作放棄地対策事業の推進、生産基盤整備において、具体的に菊川市の方向性や目標などを掲げて推進してください。

(6) スポーツ振興

- ・「日本一スポーツが盛んなまちづくり」を目指しながら、体育施設の老朽化が進んでいたり耐震性が不足している施設等があるため、計画的な整備に努めてください。

8 策定経過

策定委員会・庁内策定委員会

開催年月日	会議名など	内 容	
平成 22 年度	6月8日	第1回庁内策定委員会	策定スケジュール、策定方法について
	7月8日	第2回庁内策定委員会	施策の柱、重点課題について
	8月10日	第3回庁内策定委員会	委員会構成、重点課題について
	9月10日	第1回策定委員会	委嘱状交付 正副委員長の選出 策定方針・策定体制について
	10月6日	第4回庁内策定委員会	みんなで目指す目標値に関する検討
	10月26日	第5回庁内策定委員会	重点課題、業務棚卸表について検討
	11月2日	第2回策定委員会	重点課題について 住みたくなるまちについて
	11月29日	第6回庁内策定委員会	現況と課題、方針について検討
	12月8日	第3回策定委員会 第1回総務企画部会	「1 共に汗をかくまち」 「4 笑顔がうまれるまち」 現況と課題、方針について検討
	12月10日	第3回策定委員会 第1回教育文化部会	「3 豊かなところを育むまち」 現況と課題、方針について検討
	12月13日	第3回策定委員会 第1回建設経済部会	「6 躍進する産業のまち」 「7 安全・便利・快適なまち」 現況と課題、方針について検討
	12月21日	第3回策定委員会 第1回市民生活部会	「2 安心していきいき暮らせるまち」 「5 輝くみどりのまち」 現況と課題、方針について検討
	1月24日	第7回庁内策定委員会	主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	1月31日	第4回策定委員会 第2回建設経済部会	「6 躍進する産業のまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	2月2日	第4回策定委員会 第2回教育文化部会	「3 豊かなところを育むまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	2月8日	第4回策定委員会 第2回総務企画部会	「1 共に汗をかくまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討

	2月15日	第5回策定委員会 第3回教育文化部会	「3 豊かなこころを育むまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	2月17日	第4回策定委員会 第2回市民生活部会	「2 安心していきいき暮らせるまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
		第5回策定委員会 第3回建設経済部会	「7 安全・便利・快適なまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	2月24日	第5回策定委員会 第3回市民生活部会	「5 輝くみどりのまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	2月28日	第5回策定委員会 第3回総務企画部会	「4 笑顔がうまれるまち」 主要な施策、主要な事業、目標値の検討
	3月28日	第8回庁内策定委員会	基本方針別主要施策について検討
平成23年度	4月13日	第6回策定委員会	基本方針別主要施策修正案について検討
	5月10日	第1回庁内策定委員会	基本方針別主要施策について検討
	5月27日	第7回策定委員会	基本方針別主要施策修正案について検討 序論について検討
	6月16日 ~ 7月15日	パブリックコメント	パブリックコメント開始 パブリックコメント終了

平成22年度 庁内策定委員会 8回
策定委員会(全体会) 2回
策定委員会(各部会) 3回
平成23年度 庁内策定委員会 1回
策定委員会(全体会) 2回

菊川市まちづくり審議会

開催年月日	会議名など	内容
平成22年度 10月2日	平成22年度第1回 まちづくり審議会	後期基本計画の策定方針・策定体制などについて説明
平成23年度	6月23日	関係資料送致 後期基本計画（案）の関係資料を送致
	7月31日	平成23年度第1回 まちづくり審議会 まちづくり審議会へ諮問 諮問を受け協議
	7月31日 ～ 8月10日	各委員検討 後期基本計画（案）について、各委員から意見を文書にて提出
	9月1日	平成23年度第2回 まちづくり審議会 意見に対する検討結果の説明及び質疑
	9月12日	会長と意見調整 答申（案）の送致 意見調整、答申（案）の検討 答申（案）の送致
	9月12日 ～ 9月16日	各委員検討 答申（案）について、各委員から意見を文書にて提出
	9月22日	会長と意見調整 意見調整、答申（案）の検討
9月25日	平成23年度第3回 まちづくり審議会 意見に対する検討結果の説明及び協議 答申案の決定、市長へ答申	

市議会

開催年月日	会議名など	内容
平成22年度 3月22日	菊川市議会全員協議会	後期基本計画（案）について中間報告
平成23年度	10月4日	菊川市議会全員協議会 後期基本計画について説明及び質疑
	10月4日 ～ 10月11日	各議員検討 後期基本計画について、各議員から意見を文書にて提出
	10月14日	菊川市議会全員協議会 意見に対する検討結果の説明及び質疑